

建築用塗膜防水材

JIS A 6021: 2022

(NUK)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

		氏名			所属
(委員会長)	清	家		剛	東京大学
(委員)	植	木	暁	司	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	鹿	毛	忠	継	国立研究開発法人建築研究所
	嘉	藤		鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	釘	宮	悦	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタン
					ト・相談員協会
	輿	石	直	幸	一般社団法人日本建築学会(早稲田大学)
	清	野		明	一般社団法人住宅生産団体連合会(三井ホーム株式会社)
	田	辺	新	_	早稲田大学
	永	井	香	織	日本大学
	原		智	彦	断熱・保温規格協議会
	福	田	孝	晴	一般社団法人日本建設業連合会(鹿島建設株式会社)
	藤	野	珠	枝	主婦連合会 (藤野アトリエー級建築士事務所)
	真	野	孝	次	一般財団法人建材試験センター
	吉	田	可信	呆里	T&Tパートナーズ法律事務所

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:昭和51.5.1 改正:令和4.3.22

官報掲載日:令和4.3.22

原 案 作 成 者:日本ウレタン建材工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 9-2 日新中央ビル TEL 03-6206-2753)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会:建築技術専門委員会(委員会長 清家 剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	~	ージ
1	適用範囲	1
2	引用規格·····	1
3	用語及び定義	2
4	種類⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	2
4.1	主要原料による区分	2
4.2	製品形態による区分	2
4.3	適用部位による区分	2
5	原料	3
6	性能·······	3
7	試験	6
7.1	試験の一般条件	6
7.2	試料	6
7.3	塗膜作製	6
7.4	試験片	7
7.5	試験体	8
7.6	引張性能試験 ·····	9
7.7	引裂性能試験	• 11
7.8	加熱伸縮性能試験	• 12
7.9	劣化処理後の引張性能試験	• 13
7.10	伸び時の劣化性状試験	• 15
7.1 1	付着性能試験 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 16
7.12	耐疲労性能試験⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	• 19
7.13	たれ抵抗性能試験	· 20
7.14	固形分試験	· 21
7.15	5 硬化物比重⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	· 22
8	<u> 検査······</u>	· 22
9	表示	· 23
附属	陽書 A (参考)技術上重要な改正に関する新旧対照表······	· 24
解	説	. 27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本ウレタン建材工業会(NUK)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS A 6021:2011 は改正され、この規格に置き換えられた。

なお, 令和 4 年 9 月 21 日までの間は, 産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において, JIS A 6021:2011 を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS A 6021 : 2022

建築用塗膜防水材

Liquid-applied compounds for waterproofing membrane coating of buildings

1 適用範囲

この規格は,主に鉄筋コンクリート造建築物の屋根及び外壁などの防水工事に用いる塗膜防水材(以下, 防水材という。) について規定する。ただし, JIS A 6909 に規定する建築用仕上塗材には適用しない。

なお,技術上重要な改正に関する新旧対照表を,**附属書 A** に示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項 を構成している。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

- JIS A 1415 高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法
- JIS A 5430 繊維強化セメント板
- JIS A 6909 建築用仕上塗材
- JIS B 7503 ダイヤルゲージ
- JIS B 7516 金属製直尺
- JIS K 6250 ゴムー物理試験方法通則
- JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引張特性の求め方
- JIS K 6252-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー引裂強さの求め方-第1部:トラウザ形, アングル形及 びクレセント形試験片を用いる方法
- JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー熱老化特性の求め方
- JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方-第 1 部:静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験
- JIS K 7350-2 プラスチックー実験室光源による暴露試験方法-第2部:キセノンアークランプ
- JIS K 7350-4 プラスチックー実験室光源による暴露試験方法-第 4 部:オープンフレームカーボン アークランプ
- JIS K 8575 水酸化カルシウム (試薬)
- JIS K 8576 水酸化ナトリウム (試薬)
- JIS K 8951 硫酸 (試薬)
- JIS R 5201 セメントの物理試験方法
- JIS R 5210 ポルトランドセメント